

# 1 子ども・子育てへの支援について

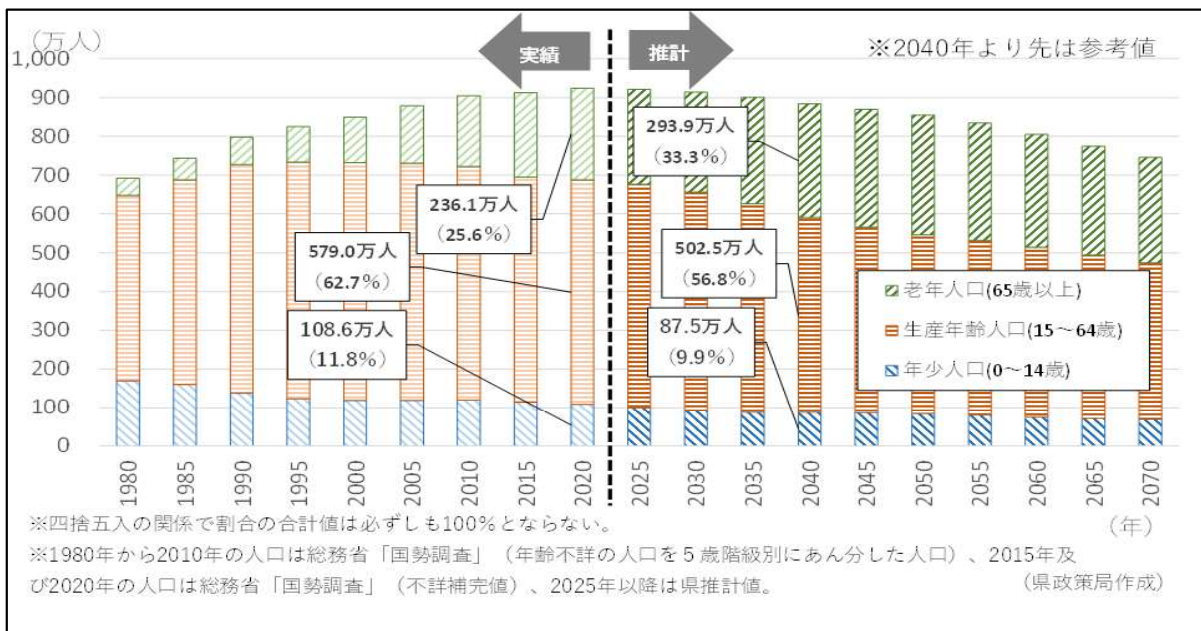
## (1) 子ども・子育ての現状

### ア 年少人口等の状況

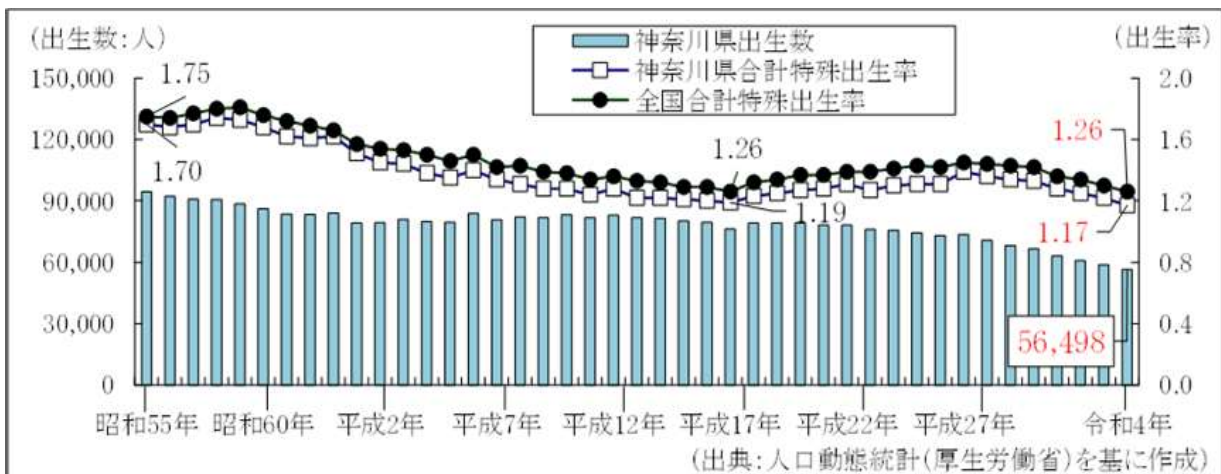
本県の年少人口(0~14歳の人口)は、減少傾向が続いており、平成27年の約114万人に対し、令和22年には約96万人に、令和47年には約81万人に減少すると推計されている。

合計特殊出生率は、平成17年に過去最低の1.19を記録した後は上昇に転じていたが、令和4年は1.17と減少し、依然として人口が長期で安定的に維持される人口置換水準(2.07)を大幅に下回っている。また、出生数は、昭和55年の約9.4万人に対し、令和4年では約5.6万人となっている。

### ■ 県の年齢3区分別の人口推計(中位推計)



### ■ 出生数、合計特殊出生率の推移(全国、神奈川県)

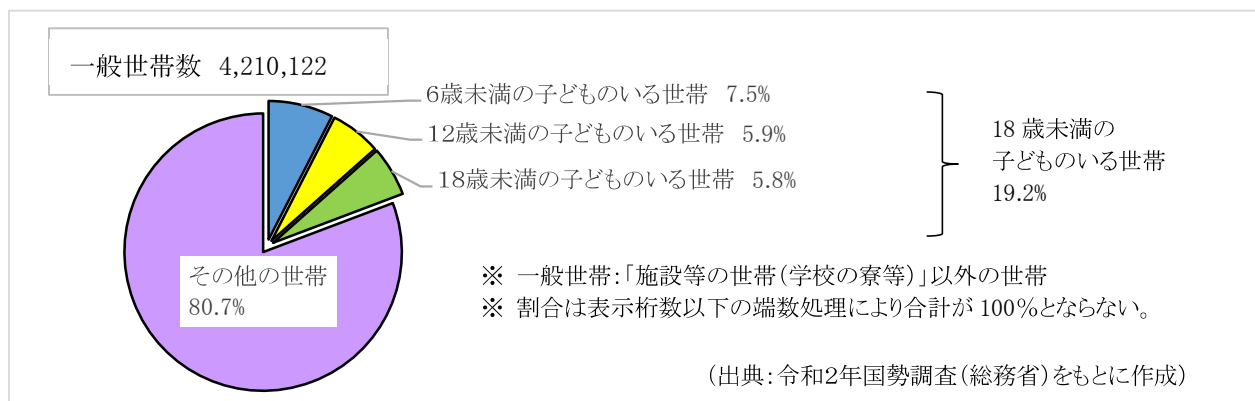


## イ 家族のかたちの変化

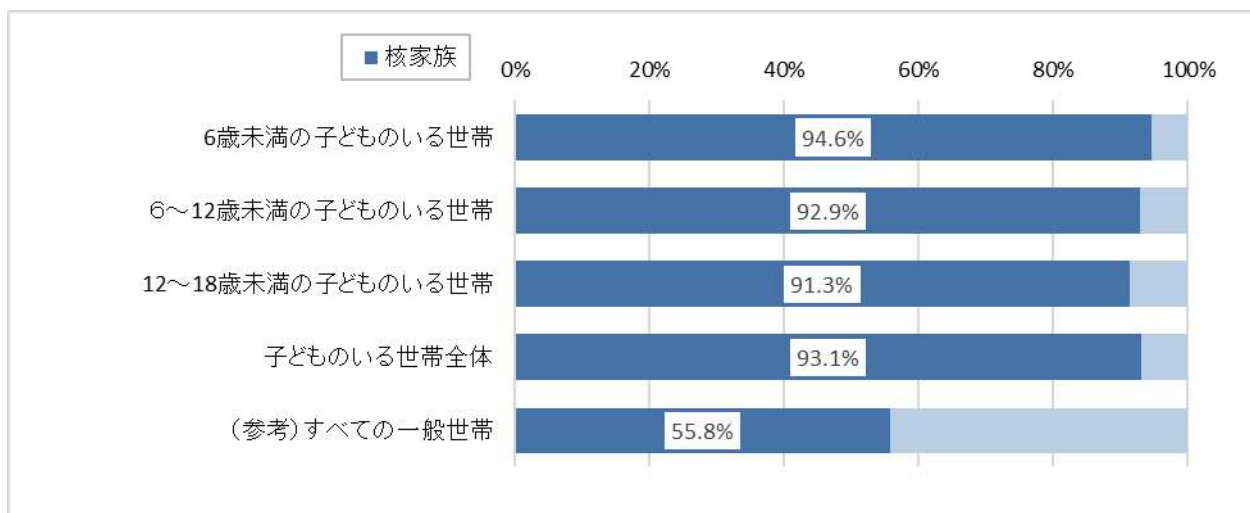
本県の世帯構成をみると、18歳未満の子どものいる世帯は、令和2年では全体の5分の1以下となっている。また、子どものいる世帯の約9割が核家族となっている。

また、子どものいる世帯のうち、夫婦共働き世帯の割合は、平成29年の55.6%に対し、令和4年では60.3%と増加している。

### ■ 子どもがいる世帯の割合（神奈川県）



### ■ 核家族の割合（神奈川県）



### ■ 夫婦共働き世帯数及び割合（全国、神奈川県）

(単位:世帯数、%)

	平成29年			令和4年		
	子どものいる世帯総数	うち夫婦共働き世帯	割合	子どものいる世帯総数	うち夫婦共働き世帯	割合
神奈川県	1,177,700	654,600	55.6	1,059,300	638,700	60.3
全国	15,312,000	9,084,300	59.3	13,921,000	8,826,200	63.4

※ 子どものいる世帯総数:「夫婦と子どもから成る世帯」、「夫婦、子どもと親から成る世帯」の合計数

※ 夫婦共働き世帯数:子どものいる世帯総数のうち、夫婦共に有業の世帯数

(出典:就業構造基本調査(総務省)を基に作成)

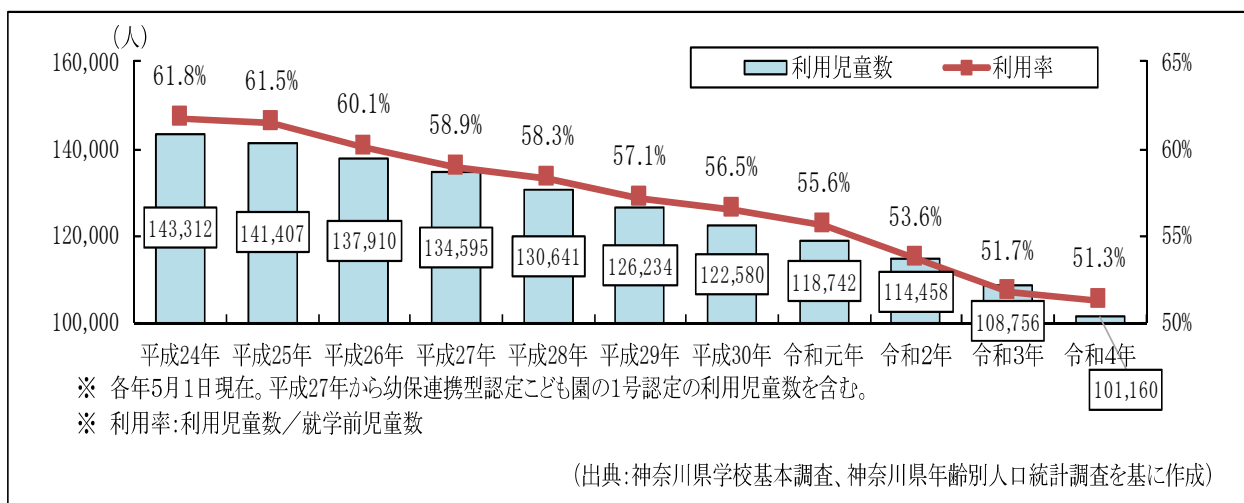
## ウ 県内の教育・保育サービス等の利用状況

県内の幼稚園等の利用児童数は減少傾向にあり、令和4年では101,160人で、就学前児童数に占める割合は51.3%と低下している。

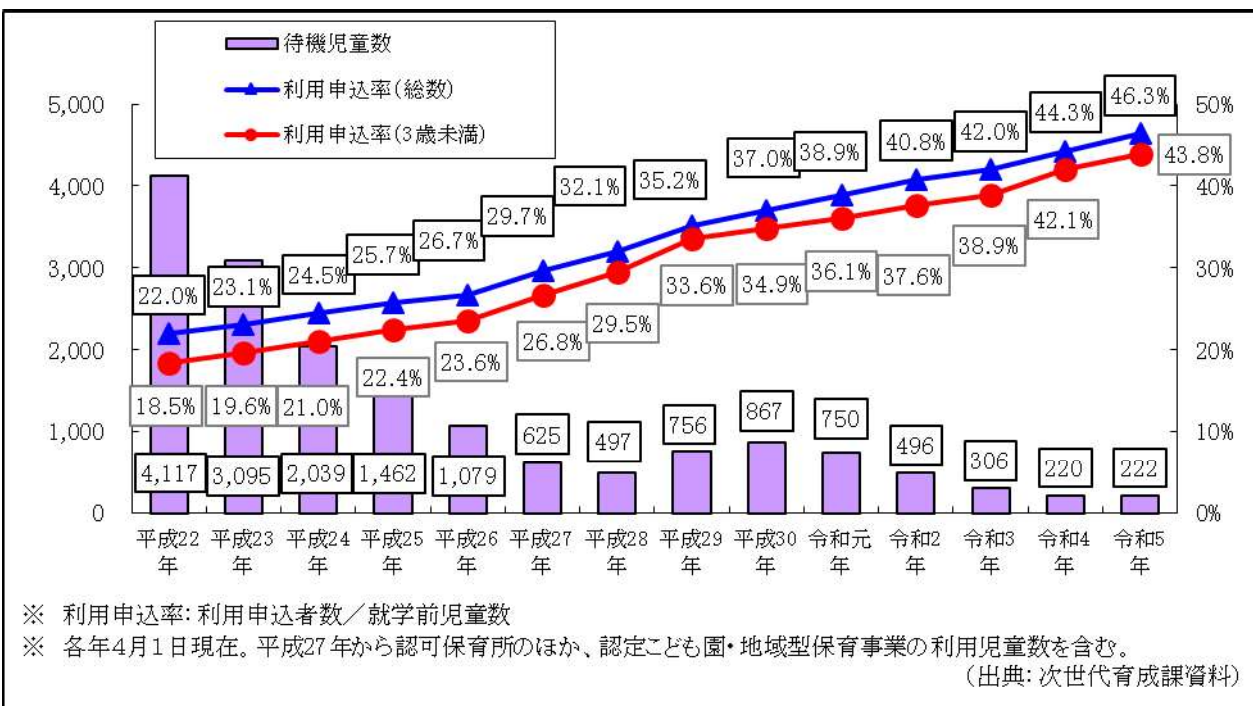
一方、保育所等の利用については、令和5年の利用申込率（就学前児童数に対する利用申込者数の割合）は現在の集計方法となった平成14年以来最高となったが、保育所等利用待機児童数は年々減少しており、令和5年度は222人となり、前年度と比べほぼ横ばいで推移している。

また、放課後児童クラブの登録児童数についても年々増加しており、利用できなかった児童も発生している。

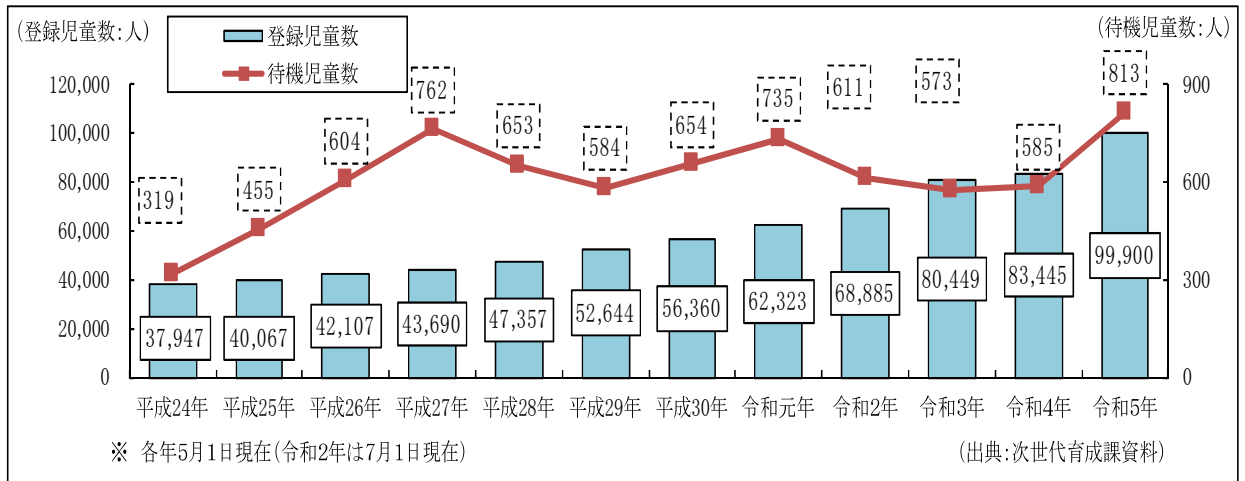
### ■ 幼稚園等利用児童数等の推移（神奈川県）



### ■ 保育所等利用待機児童数等の推移（神奈川県）



## ■ 放課後児童クラブ登録児童数等の推移（神奈川県）

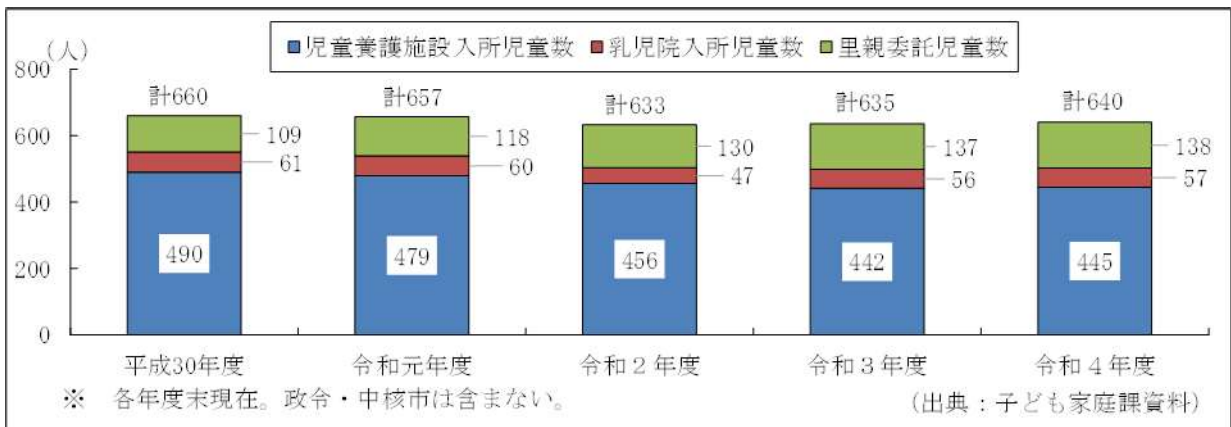


## エ 支援を必要とする子どもの状況

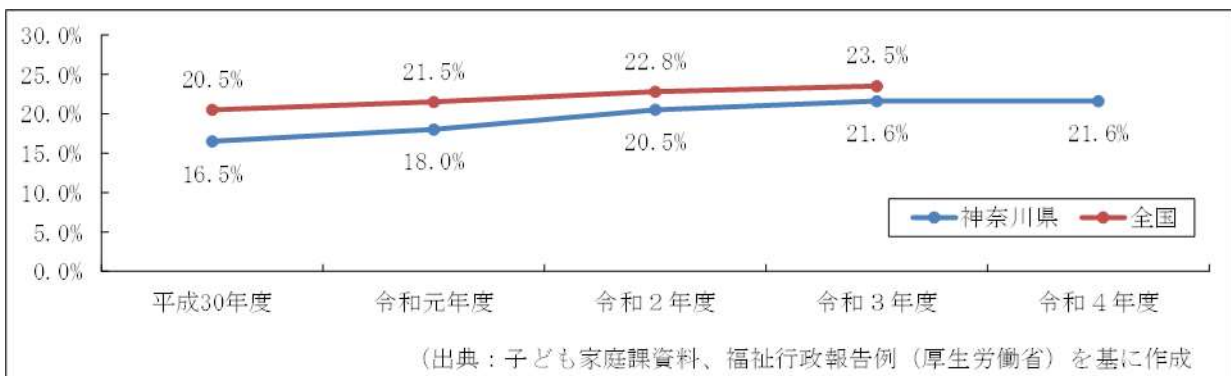
### (ア) 社会的養護

本県における社会的養護を必要とする子どもの数は、640人前後でほぼ横ばいで推移している。そのうち、里親・ファミリーホームで養育される子どもの割合である里親委託率は、増加傾向にあり、令和4年度は21.6%となっている。

## ■ 社会的養護を必要とする子どもの数の推移（神奈川県）



## ■ 里親委託率の推移（全国、神奈川県）

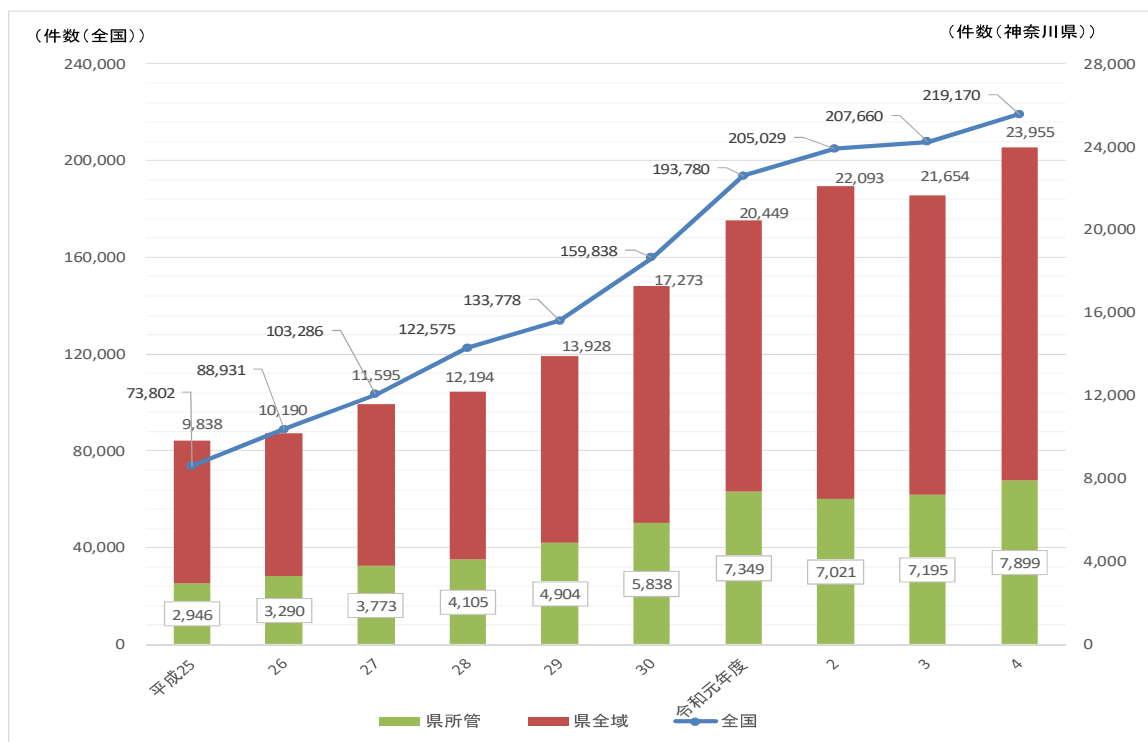


## (イ) 児童虐待相談対応件数の状況

児童虐待の相談対応件数は、全国的に依然として増加傾向にあり、本県においても令和4年度は23,955件と高い数値となっている。

また、相談内容では、心理的虐待が最も多い割合を占めており、次いで身体的虐待、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）となっている。

### ■児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数の推移 (全国、神奈川県（県全域、県所管域）)



### ■児童虐待相談対応件数の推移 (内容別) (県全域)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体的虐待	3,697件 (21.4%)	4,331件 (21.2%)	4,715件 (21.3%)	4,458件 (20.6%)	5,001件 (20.9%)
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	3,420件 (19.8%)	3,698件 (18.1%)	3,569件 (16.2%)	3,650件 (16.9%)	4,219件 (17.6%)
心理的虐待	9,948件 (57.6%)	12,262件 (60.0%)	13,607件 (61.6%)	13,298件 (61.4%)	14,501件 (60.5%)
性的虐待	207件 (1.2%)	158件 (0.8%)	202件 (0.9%)	248件 (1.1%)	234件 (1.0%)
計	17,272件 (100.0%)	20,449件 (100.0%)	22,093件 (100.0%)	21,654件 (100.0%)	23,955件 (100.0%)

※割合は、表示桁数以下の端数処理により合計が100%とならない場合がある。

(出典：子ども家庭課資料)

## (ウ) 子どもの貧困

令和3年の日本の子どもの貧困率は11.5%で、およそ9人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らしている。

また、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）では、大人が2人以上の世帯の貧困率が8.6%であるのに対して、大人が1人の世帯の貧困率は44.5%となっている。

なお、令和3年の全国の児童のいる世帯の平均稼働所得は721.7万円であるが、母子世帯は270.6万円となっている。

### ■ 貧困率の推移（全国）

	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年		令和3年
							新基準	新基準	
相対的貧困率	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.6%	15.4%	15.7%	15.4%
子どもの貧困率	14.4%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	13.5%	14.0%	11.5%
子どもがいる現役世帯	13.0%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%	12.6%	13.1%	10.6%
大人が1人	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%	48.1%	48.3%	44.5%
大人が2人以上	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.6%	10.7%	10.7%	11.2%	8.6%
貧困線	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円	127万円	124万円	127万円

※ 貧困線：等価可処分所得の中央値の半分の額

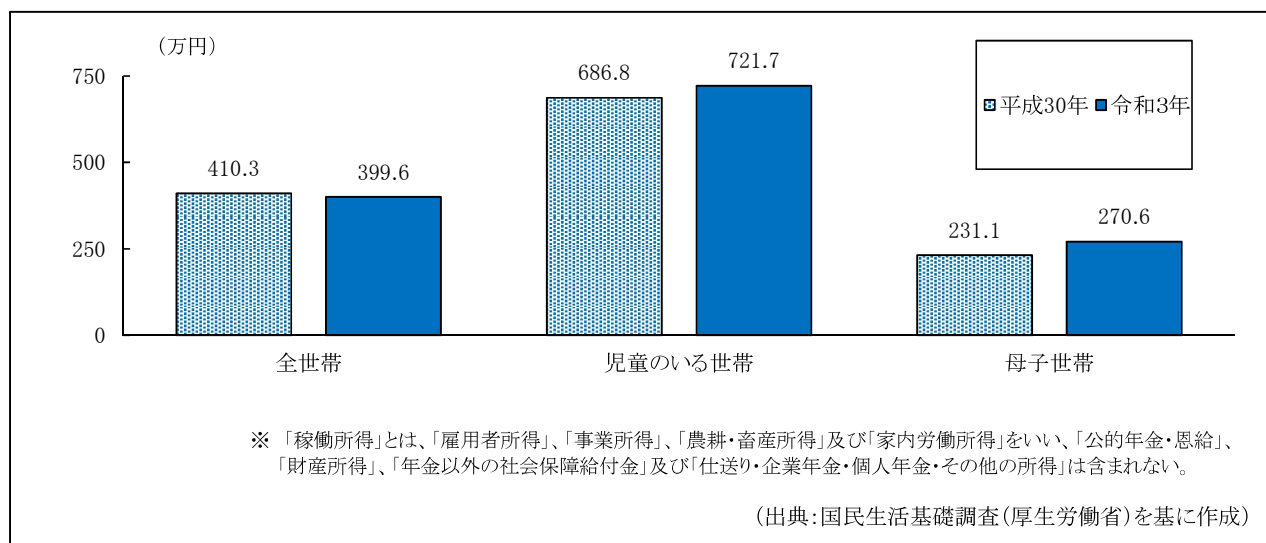
※ 相対的貧困率：貧困線に満たない世帯員の割合

※ 子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合

※ 平成30年以降の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新基準に基づき算出したもので、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの

（出典：令和4年国民生活基礎調査（厚生労働省）をもとに作成）

### ■ 平均稼働所得の状況（全国）



## (I) ひきこもりについて

全国のひきこもり者数の推計値は、平成28年度の54万1,000人に対し、令和4年度は62万4,143人と増加している。

### ■ ひきこもり者数の推計値（全国）

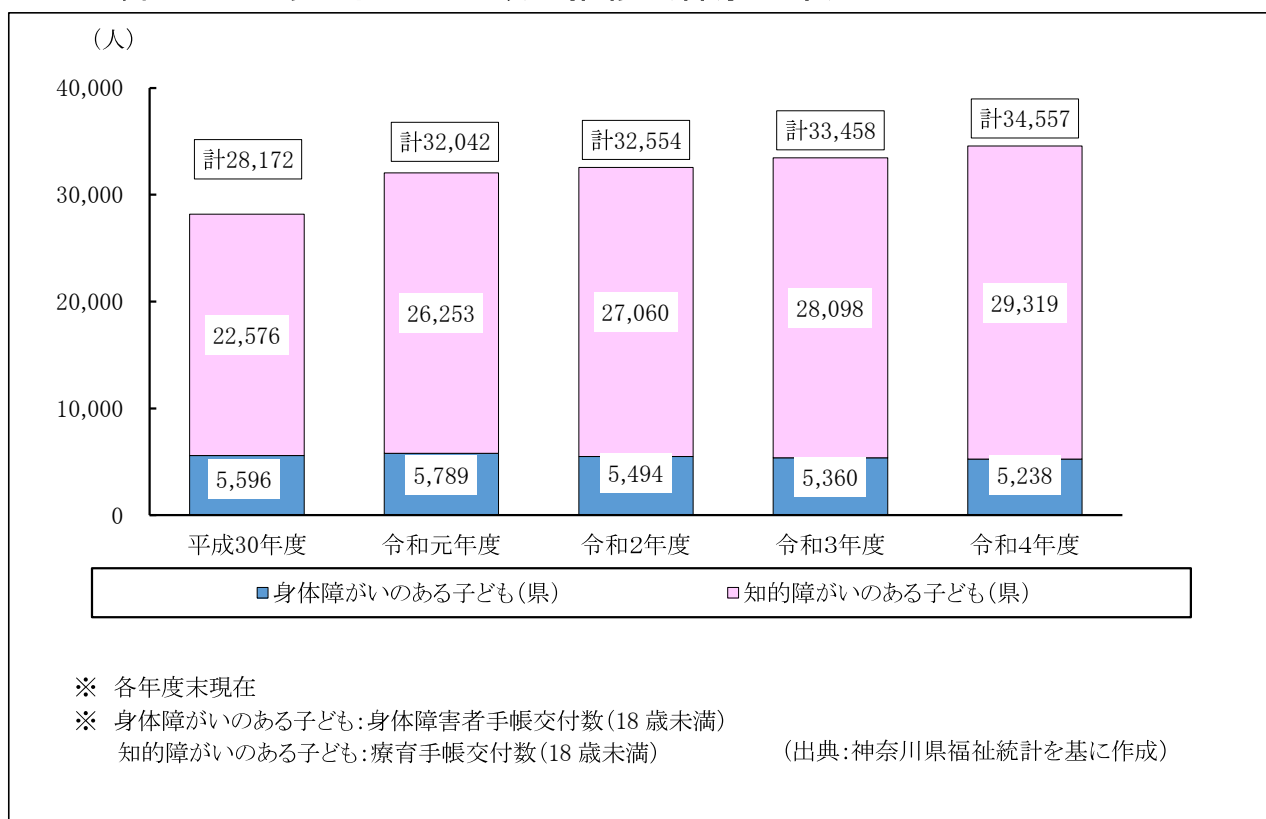
年齢	H28年調査による推計値	R4年調査による推計値
15～39歳	54万1,000人 (出現率：1.57%)	62万4,143人 (出現率：2.05%)

(出典：平成28年度「若者の生活に関する調査報告書」(内閣府)及び令和4年度「こども・若者の意識と生活に関する調査報告書」(内閣府)を基に作成)

## (オ) 障がいのある子ども

県内の障がい(身体障がい及び知的障がい)のある子どもの数は、平成30年度の28,172人に対し、令和4年度は34,557人と増加している。

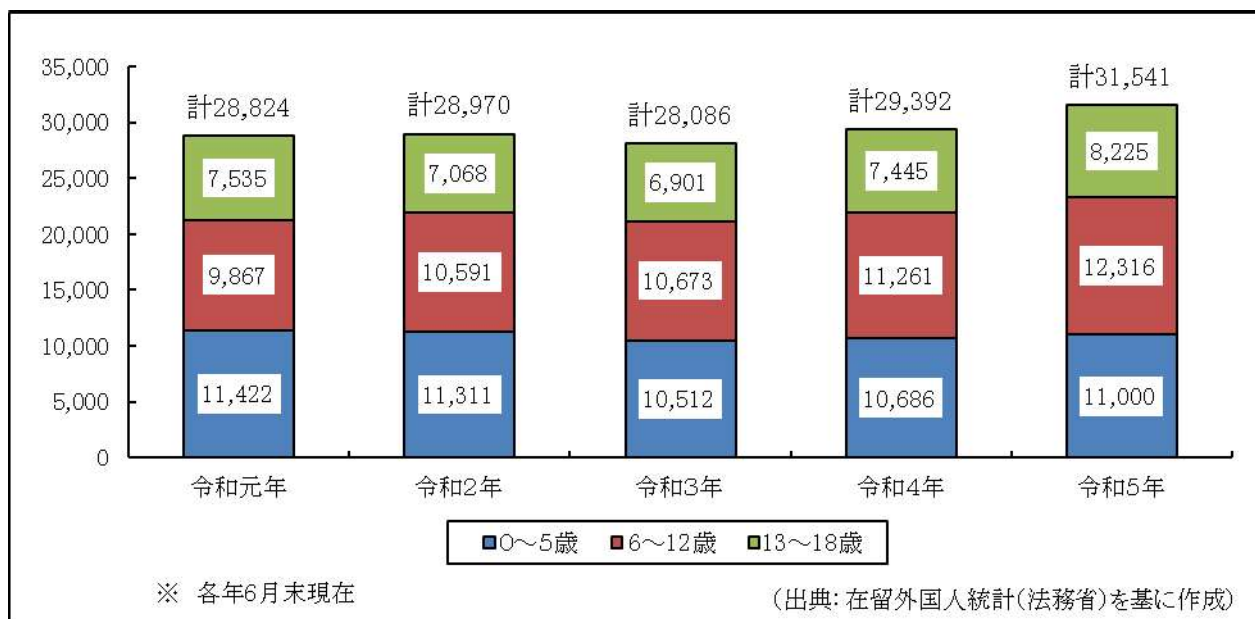
### ■ 障がいのある子どもの数の推移（神奈川県）



### (カ) 在留外国人の子ども

県内の在留外国人の子どもの数は増加傾向にあり、令和元年の28,824人に対し、令和5年には31,541人となっている。

#### ■ 在留外国人の子どもの数の推移（神奈川県）



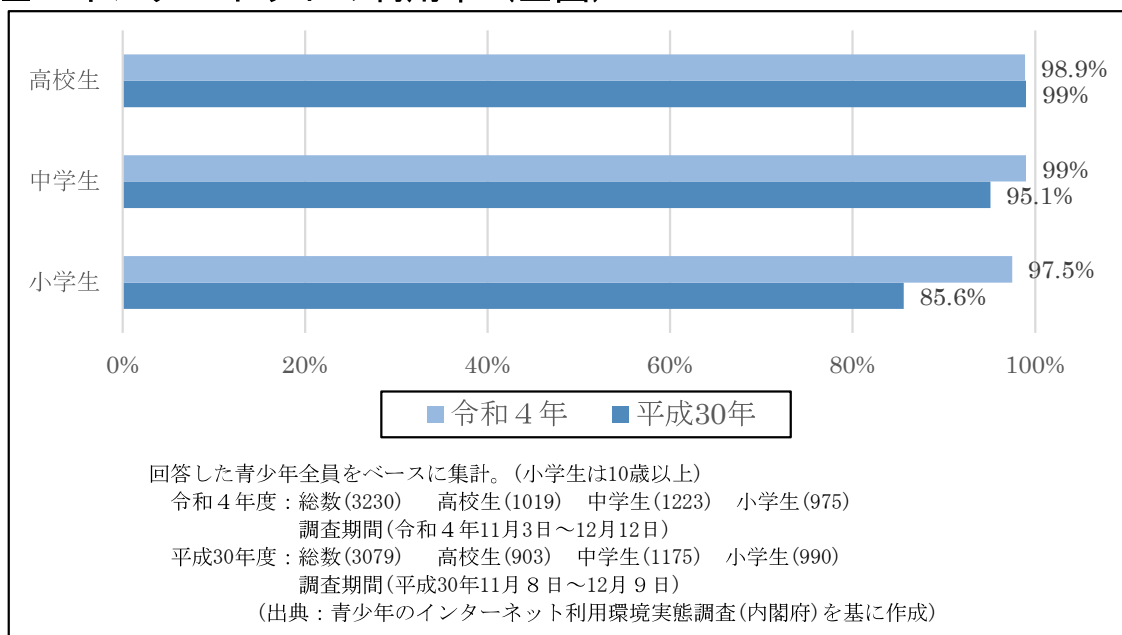


## オ 子どものインターネットの利用状況

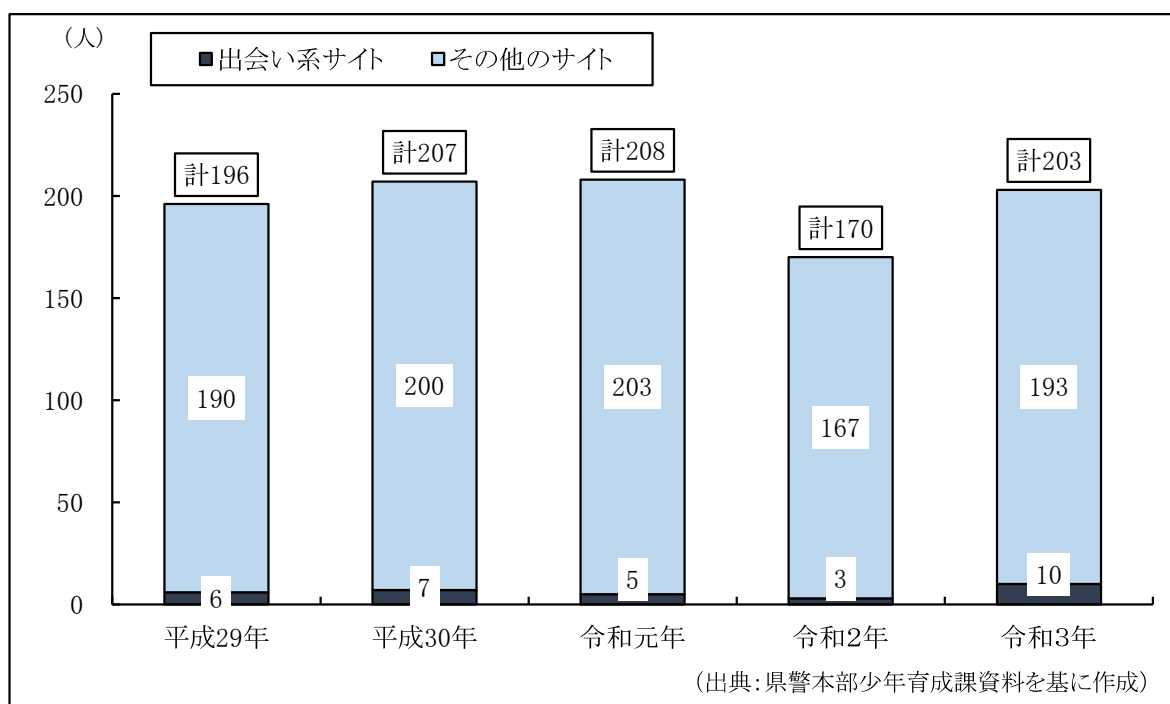
全国の子どものスマートフォン等によるインターネットの利用率は、平成30年と令和4年を比較すると増加傾向にあり、小学生（10歳以上）では85.6%から97.5%となっている。

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）やゲームサイト等のいわゆるコミュニティサイト等を利用した事件の県の被害児童は、平成29年の196人に対し、令和3年は203人と増加している。

### ■ インターネットの利用率（全国）



### ■ コミュニティサイト等を利用した事件の被害児童（神奈川県）



## (2) 子ども・子育て支援に係る取組

### ア 子ども・子育て基金を活用した子育て支援事業

#### (7) 令和5年度取組

##### a 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援

###### (a) 手ぶらで保育の推進

保護者及び保育士双方の負担軽減を図るため、乳幼児の使用済み紙おむつを保護者が持ち帰ることなく、保育所等が処分するために必要な費用等を市町村に対して補助した。

###### (b) 子育てパーソナルサポート事業

令和5年12月より、コミュニケーションアプリ「LINE」を活用し、子育て支援情報を分かりやすくタイムリーに発信する「子育てパーソナルサポート事業」を開始した。

###### (c) 子ども・若者の意見聴取機会の創出

県の施策に広く子ども・若者の意見を反映させるため、多様な子どもたちの意見を聴く場として「子ども目線会議」を開催した。

##### b あたたかいコミュニティの創出

近隣の子ども食堂の情報にアクセスできる環境を整備するため、子ども食堂の活動状況を調査し、県のポータルサイトで公開することで、子ども食堂に関する情報発信を強化した。

##### c こどもまんなか機運醸成事業

こども家庭庁の取組である「こどもまんなか応援サポーター」や「こどもファスト・トラック」など、子どもが「まんなか」になりうる機運醸成の取組として、県では市町村等と連携し、子ども・子育てにやさしい社会づくりを行うための機運醸成（普及啓発等）を実施した。

また、県内の鉄道やバスのデジタル広告を活用し、県内市町村の子ども・子育てに関する施策や「こどもまんなか応援」の内容をPRした。

(1) 今後の取組

引き続き、手ぶらで保育の推進などにより結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うとともに、子育てパーソナルサポートの機能を強化するなど、あたたかいコミュニティの創出に向けた取組や子どもが「まんなか」になりうる機運醸成の取組を実施する。

イ 「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」の策定について

(7) 令和5年度の取組

こども基本法において、都道府県は、政府が策定する「こども大綱」を勘案して「都道府県こども計画」を定めるよう努めるものと規定されていることから、県は子ども・若者施策に関する既存の計画・指針を統合して「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」を策定する。

【国の3つの大綱】	【県の子ども・若者施策に関する計画】
少子化社会対策大綱	
子どもの貧困対策大綱	----- 神奈川県子どもの貧困対策推進計画
子供・若者育成支援推進大綱	----- かながわ子ども・若者支援指針
	かながわ子どもみらいプラン
↓	↓
(統合)	(統合)
「こども大綱」の策定	「かながわ子ども・若者みらい計画」(仮称)の策定

(1) 今後の取組

新たな審議体制である「子ども・若者施策審議会」において、「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」策定に向けた審議を行う。

## ウ 社会的養護

### (7) 令和5年度の取組

#### ケアリーバーへの支援

児童養護施設や里親家庭で育ち、単立った「社会的養護」経験者、いわゆるケアリーバーに対し、「あすなるサポートステーション」で相談支援等により社会的自立を支援している。

#### 【あすなるサポートステーション相談実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	6,891件	8,855件	6,051件	5,987件
実人数（登録数）	330人	367人	396人	426人

※相談は訪問、電話、メール等

### (1) 今後の取組

一旦は自立したケアリーバーが離職等により再スタートが必要になった場合に、一人ひとりに応じた次なる自立に導いた出身施設等に対する補助を新設する。また、ケアリーバー等の進学促進を図るため、大学等への初年度納付金及び入学後1年間の生活費用を給付する。

## エ 児童虐待対策について

### (7) 令和5年度の取組

#### a 児童相談所の体制強化

増加する児童虐待相談に迅速・的確に対応するため、児童福祉司等専門職の増員、職員の人材確保・育成等に取り組んでいる。

#### b 市町村や関係機関との連携強化の推進（県所管域）

市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会」を中心に警察、医療機関との連携を強化するとともに、様々な関係機関と連携し、虐待の早期発見・早期対応に取り組んでいる。

## (イ) 今後の取組

児童相談所の業務の質の向上を図るため、第三者評価を実施するとともに、新たな児童相談所ネットワークシステムの仕様の検討や大和綾瀬地域児童相談所の移転に向けた工事など、体制強化に取り組む。

また、歯科医師等の関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組む。

## オ 子どもの貧困

### (ア) 令和5年度の取組

#### a 子どもの居場所ポータルサイト

県内各地域における子どもの居場所の紹介や、地域で支援活動を行うNPO等が活用できる助成金、「子ども食堂を始めるには」等のセミナーなどのサポート情報をまとめた、子どもの居場所ポータルサイト「かながわスマイルテーブル」の運営を通じ、子どもの貧困、子どもの居場所への理解と支援に向けた機運醸成を図った。

#### b 子ども食堂支援

子ども食堂の活動継続のため、新しい生活様式に対応した取組を行う子ども食堂運営者に協力金を支給（198か所）し、県域における活動団体のネットワーク化を支援した。

また、令和5年度より上記2事業の実施に加え、県域の中間支援団体に、寄付を希望する企業とのマッチングを調整する「マッチングコーディネーター」を配置し、寄付物品の受入れにかかる物流、保管場所等の課題解決を図り、子ども食堂の持続可能な体制づくりを推進した。

#### c 子どもの生活状況調査

見えない貧困と言われている「子どもの貧困」の、神奈川県における実態を把握し、計画改定や必要な施策立案につなげるため、子どもの生活状況調査を行った。

**(イ) 今後の取組**

引き続き、子どもの居場所ポータルサイトを通じた子ども支援の情報発信や、子ども食堂の活動支援のための協力金の支給を行うとともに、子どもの生活状況調査により子どもの貧困の実態把握に努め、支援を必要とする子どものための施策を実施していく。

**カ ひきこもりについて**

**(ア) 令和5年度の取組**

**a ひきこもり等青少年相談事業**

ひきこもり等の当事者や家族を支援するため「ひきこもり地域支援センター」で電話相談等を行うほか、医師・弁護士等の多職種支援チームによる伴走支援を行う市町村等の支援及び、市町村と連携した居場所づくりを実施した。また、SNS相談を行うほか、県内のひきこもり相談窓口を周知するため、インターネット広告を実施した。

**b メタバースを活用した社会参加支援**

ひきこもり等の当事者の社会参加を支援するため、他者と交流可能な居場所を仮想空間（メタバース）上に試験的に設置し、外出せずに気軽に参加できるイベントを実施した。

**(イ) 今後の取組**

引き続き、「ひきこもり地域支援センター」による相談支援を行うとともに、身近に相談できる環境を提供するため、SNSを活用した相談を実施する。

また、ひきこもり等の当事者の社会参加を支援するため、メタバース内に新たに交流の場や相談窓口を設置する。

## キ 障がいのある子ども

### (7) 令和5年度 of 取組

#### a 医療的ケア児等への支援

医療的ケア児やその家族等が、より身近な地域で相談ができるよう、県内5か所に「かながわ医療的ケア児支援センター」の地域相談窓口（ブランチ）を設置した。

#### b 聴覚障がい児への支援

神奈川県聴覚障害者福祉センターに、聴覚障がい児支援の中核機能を設置し、藤沢市等において、早期支援のためのモデル事業を実施した。

### (1) 今後の取組

引き続き、「かながわ医療的ケア児支援センター」の地域相談窓口（ブランチ）での相談支援や、聴覚障がい児支援の中核機能における相談支援、家族教室等を実施し、医療的ケア児や聴覚障がい児等への支援を行う。

## ク 在留外国人の子ども

### (7) 令和5年度 of 取組

「多言語支援センターかながわ」や外国籍県民相談窓口において、子育て支援などの生活に関する問合せに多言語で対応した。

また、公益財団法人かながわ国際交流財団が行う、市町村の母子保健担当者や保育士等を対象にした子育て支援に関する研修の開催を支援した。

### (1) 今後の取組

従来 of 取組を継続実施する。

## 2 少子化対策について

### (1) 少子化の現状

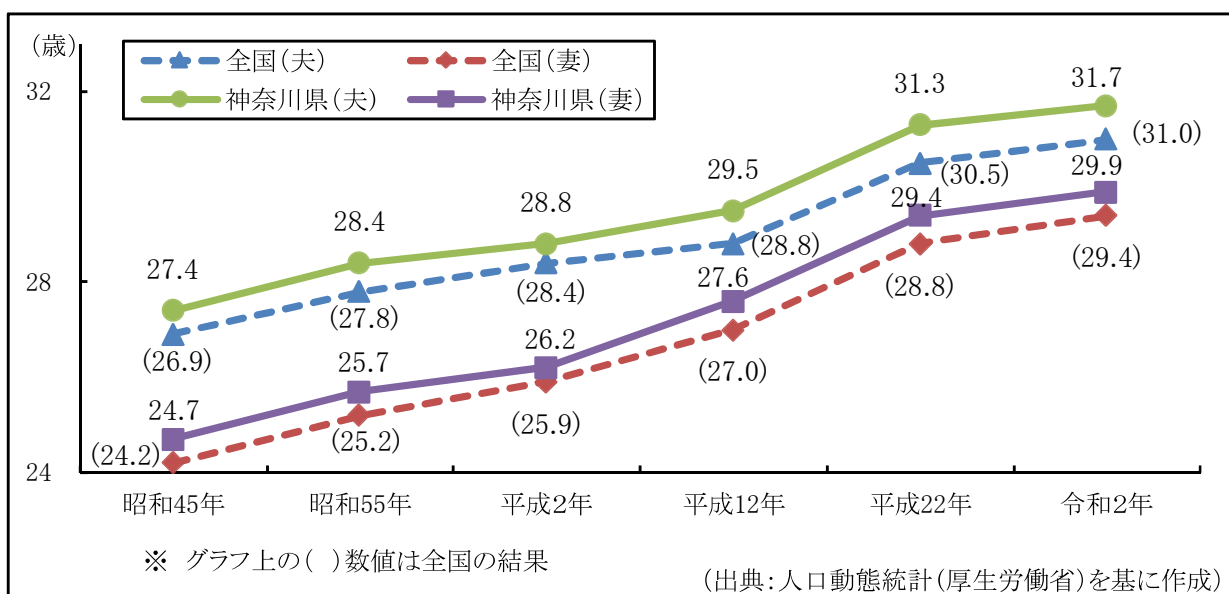
#### ア 結婚にかかる現状

##### (7) 晩婚化・未婚化の進行

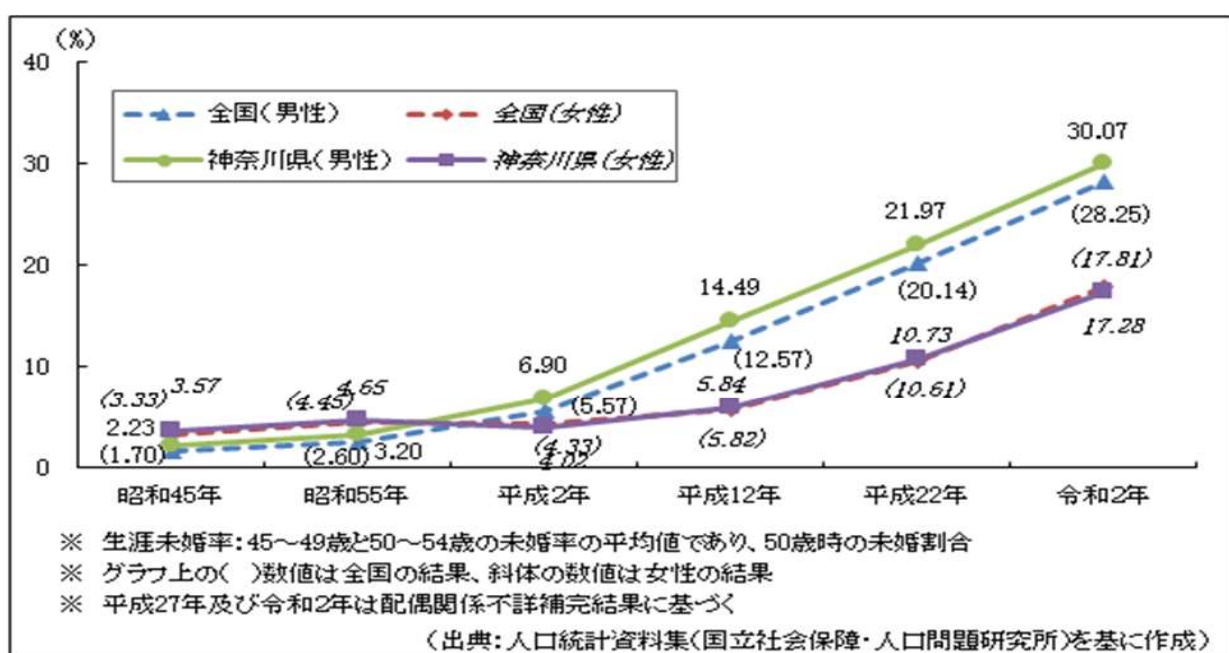
本県の平均初婚年齢は、全国と同様に夫、妻とも上昇傾向にあり、晩婚化が進行している。

また、生涯未婚率（50歳時の未婚割合）も全国の傾向と同様に増加しており、昭和45年から令和2年の50年間で男性は約14倍に、女性は約5倍に増えている。

#### ■ 平均初婚年齢の推移（全国、神奈川県）



#### ■ 生涯未婚率の推移（全国、神奈川県）





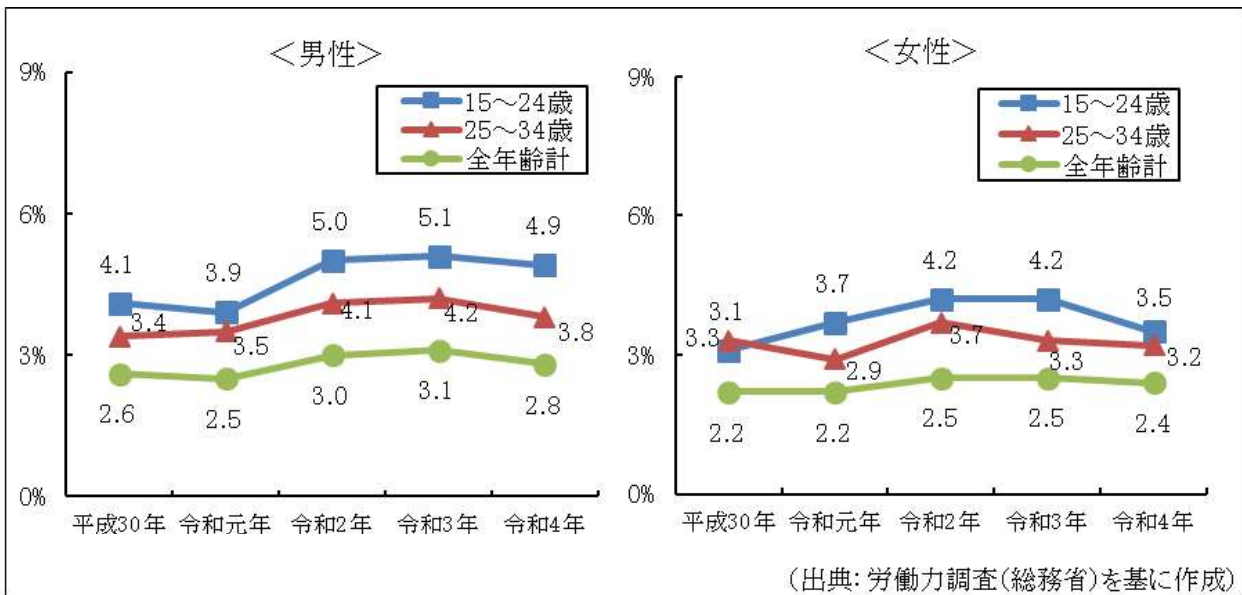
## (イ) 若年者の就業状況

全国の若年者（15～34歳）の完全失業率は、男女ともに全年齢の合計より高い水準になっている。令和元年まで概ね低下傾向であったが、令和2年から全体的に上昇した。

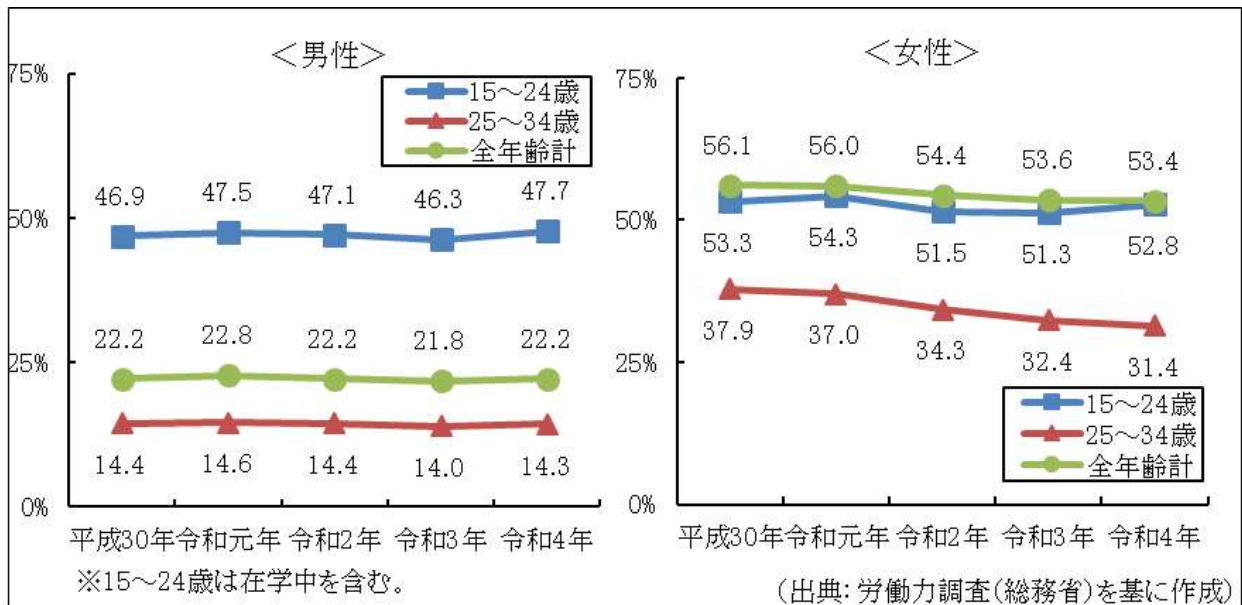
また、非正規雇用割合は、近年概ね横ばいで推移しているが、25～34歳の女性でやや低下傾向がみられる。

さらに、令和4年の所得分布を平成14年と比べると、20歳代では250万円未満の割合が減少し、30歳代では400万円未満の割合が増加している。

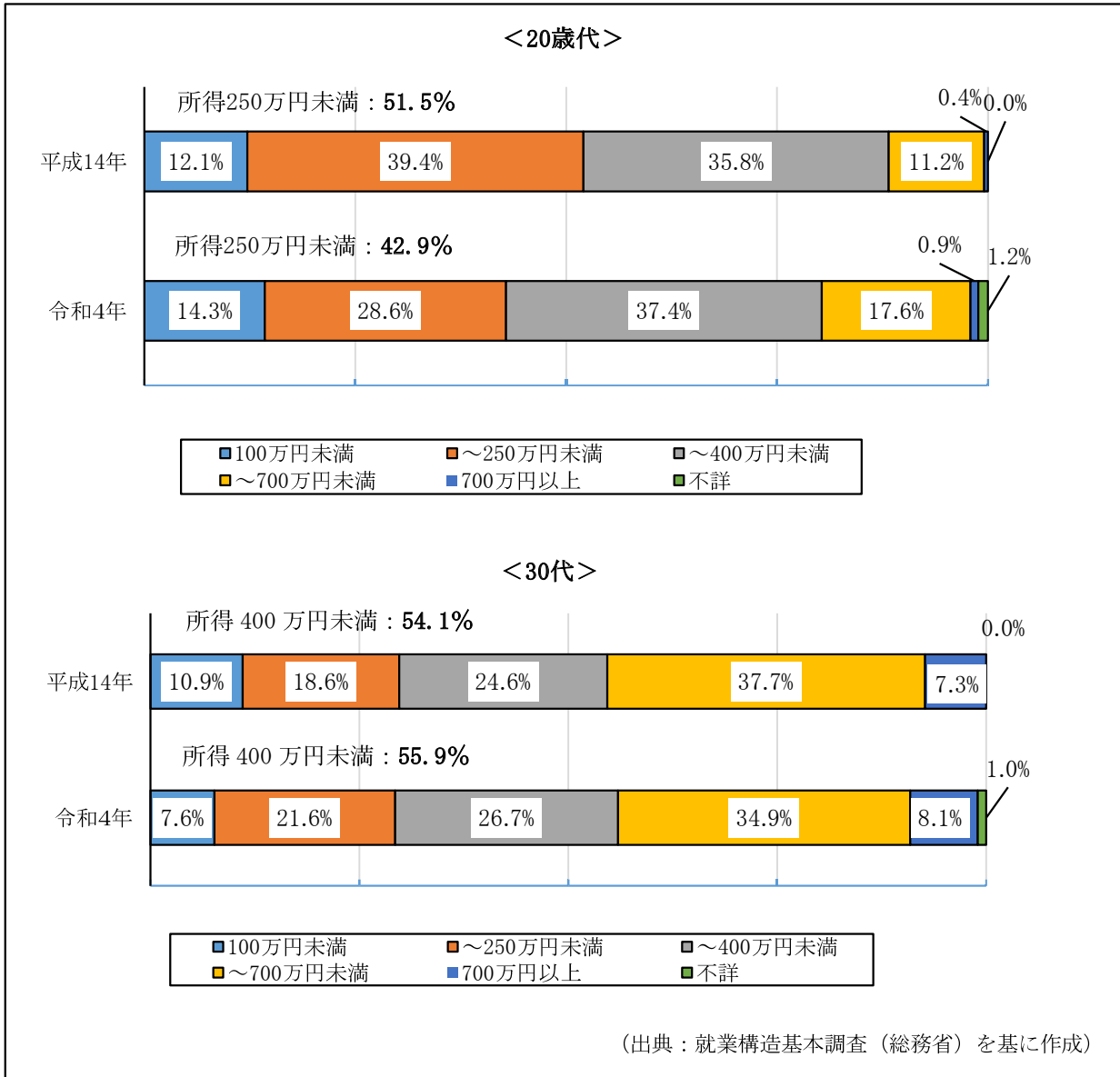
### ■ 若年者の完全失業率の推移（全国）



### ■ 若年者の非正規雇用割合の推移（全国）



■ 20歳代・30歳代の所得分布（全国、雇用者のみ）



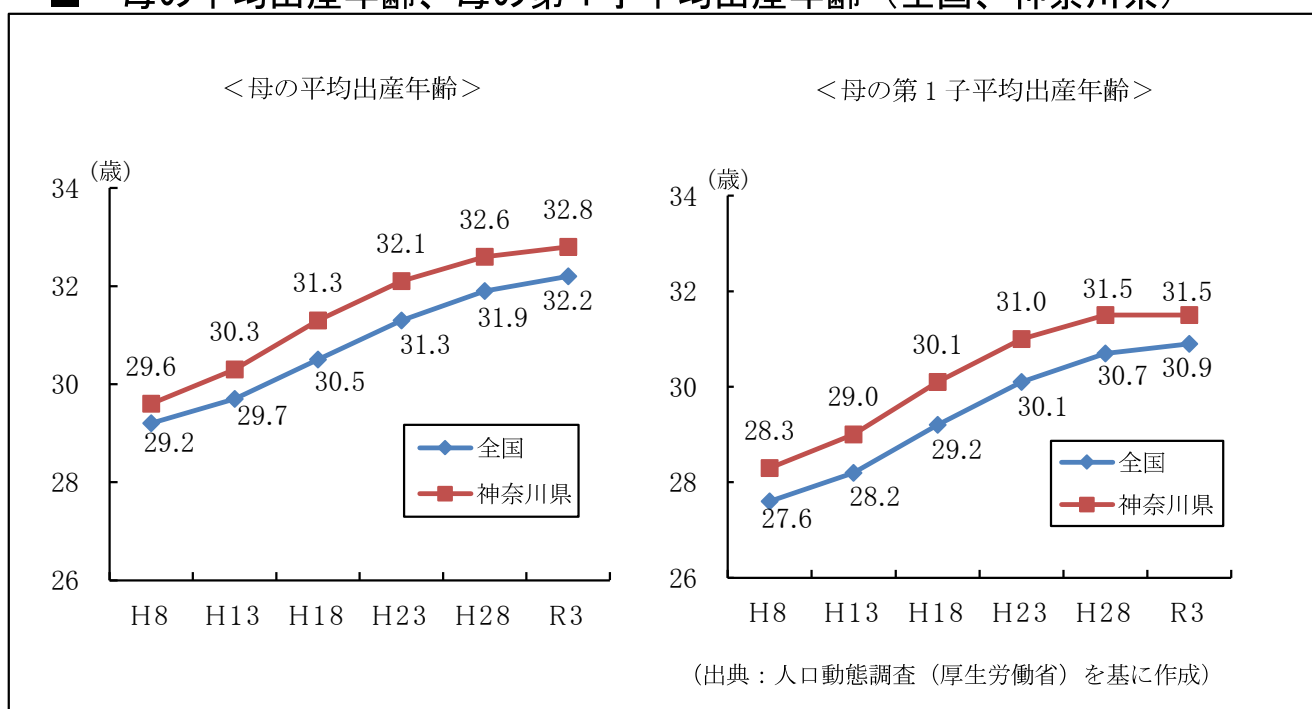
## イ 妊娠・出産にかかる現状

### (7) 出産年齢の高齢化と不妊治療

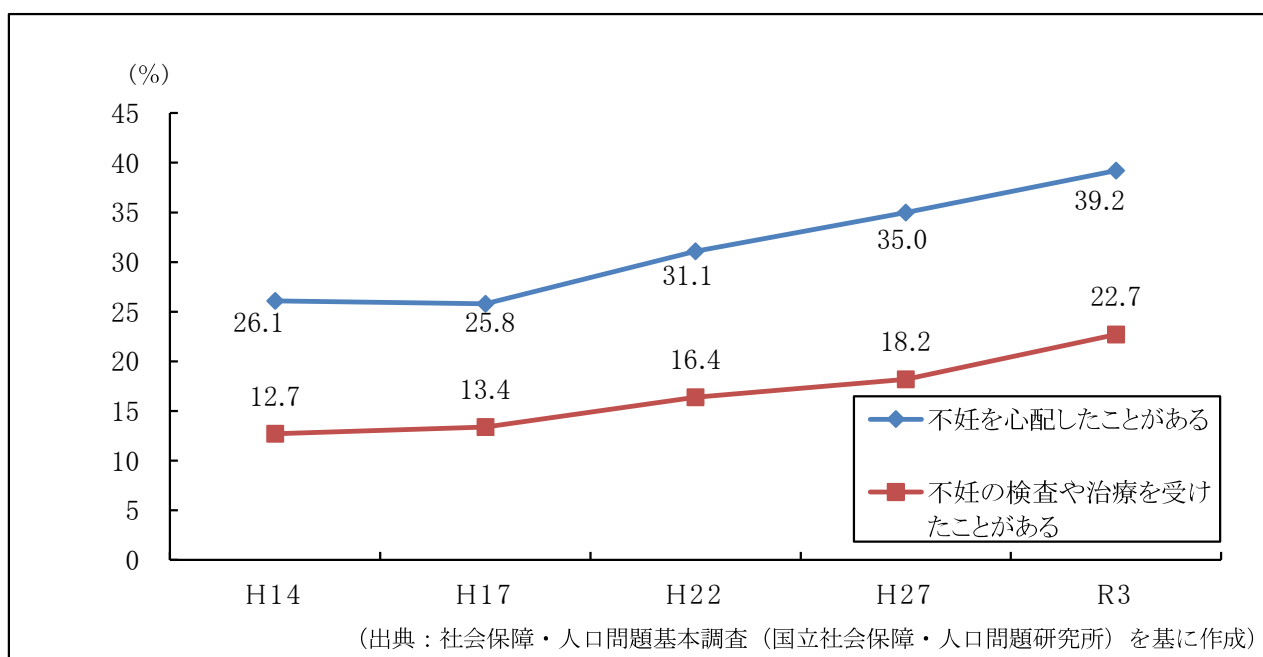
全国的に出産年齢が上昇する中、神奈川県では、母の平均出産年齢、母の第1子平均出産年齢は全国と比較して高くなっており、晩産化が進んでいる。

また、不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の割合は全国的に上昇傾向にあり、令和3年は22.7%で夫婦の4.4組に1組の割合となる。

#### ■ 母の平均出産年齢、母の第1子平均出産年齢（全国、神奈川県）



#### ■ 不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の割合（全国）



## (イ) 周産期救急医療体制の整備・充実

### a 出生数

県の出生数は、平成24年に75,477人だったが、令和4年には56,498人となっており、減少傾向にある。

また、周産期医療体制のブロック別に見ると、特に西湘ブロックの減少率が高くなっている。

### ■ 県の出生数

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
出生数(人)	75,477	74,320	72,997	73,476	70,649	68,133	66,564	63,035	60,865	58,836	56,498

(出典) 厚生労働省「人口動態調査」

### b 母親の年齢別出生数

母親の年齢別出生数から、35歳以上の割合を見ると、横ばい傾向にある。しかしながら、令和4年度から開始された不妊治療の保険適用にともない、今後ふたたび35歳以上の割合が変動する可能性がある。

### ■ 県における母親の年齢別出生数

年	総数	15歳未満					35歳未満				35歳以上				不詳
		15歳未満	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	件数	割合	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50歳以上	件数	割合	
H12	82,906	3	1,033	8,238	30,747	31,638	71,659	86.4%	10,115	1,101	29	0	11,245	13.6%	2
H17	76,196	5	880	6,869	21,806	31,433	60,993	80.0%	13,478	1,674	50	1	15,203	20.0%	0
H22	78,077	1	765	5,921	19,542	29,722	55,951	71.7%	18,903	3,145	76	2	22,126	28.3%	0
H27	73,476	1	685	4,641	16,736	27,733	49,796	67.8%	19,020	4,540	117	3	23,680	32.2%	0
H28	70,649	3	598	4,447	15,891	26,461	47,400	67.1%	18,415	4,702	128	4	23,249	32.9%	0
H29	68,133	3	524	4,416	15,371	25,773	46,087	67.6%	17,397	4,507	141	1	22,046	32.4%	0
H30	66,564	5	474	4,386	14,985	24,879	44,729	67.2%	17,292	4,379	161	3	21,835	32.8%	0
H31/R1	63,035	3	436	4,004	14,475	23,253	42,171	66.9%	16,370	4,329	165	0	20,864	33.1%	0
R2	60,865	2	393	3,800	14,416	22,545	41,156	67.6%	15,507	4,041	155	6	19,709	32.4%	0
R3	58,836	0	322	3,200	13,588	21,982	39,092	66.4%	15,541	4,055	147	1	19,744	33.6%	0
R4	56,498	1	233	2,776	13,317	21,385	37,712	66.7%	14,738	3,898	137	13	18,786	33.3%	0

(出典) 厚生労働省「人口動態調査」

c 体重別出生数

低出生体重児及び極(超)低出生体重児の出生割合は、横ばい傾向にある。

■ 県における体重別出生数

年	総数	出生体重別												2,500g以上	不詳		
		500g未満		500-999g		超低出生		1,000-1,499g		極低出生		1,500-2,499g				低出生	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合				
H12	82,906	12	176	188	0.23%	318	506	0.61%	902	5,824	7,232	8.72%	75,666	8			
H17	76,196	19	212	231	0.30%	322	553	0.73%	948	5,769	7,270	9.54%	68,913	13			
H22	78,077	18	218	236	0.30%	360	596	0.76%	885	6,027	7,508	9.62%	70,555	14			
H27	73,476	17	190	207	0.28%	276	483	0.66%	823	5,636	6,942	9.45%	66,529	5			
H28	70,649	16	189	205	0.29%	272	477	0.68%	868	5,349	6,694	9.48%	63,945	10			
H29	68,133	25	173	198	0.29%	284	482	0.71%	798	5,240	6,520	9.57%	61,604	9			
H30	66,564	32	200	232	0.35%	280	512	0.77%	788	4,900	6,200	9.31%	60,349	15			
H31/R1	63,035	22	167	189	0.30%	282	471	0.75%	757	4,737	5,965	9.46%	57,061	9			
R2	60,865	20	131	151	0.25%	207	358	0.59%	712	4,421	5,491	9.02%	55,366	8			
R3	58,836	21	173	194	0.33%	288	482	0.82%	676	4,208	5,366	9.12%	53,462	8			
R4	56,498	16	147	163	0.29%	233	396	0.70%	678	4,257	5,331	9.44%	51,160	7			

(出典) 厚生労働省「人口動態調査」

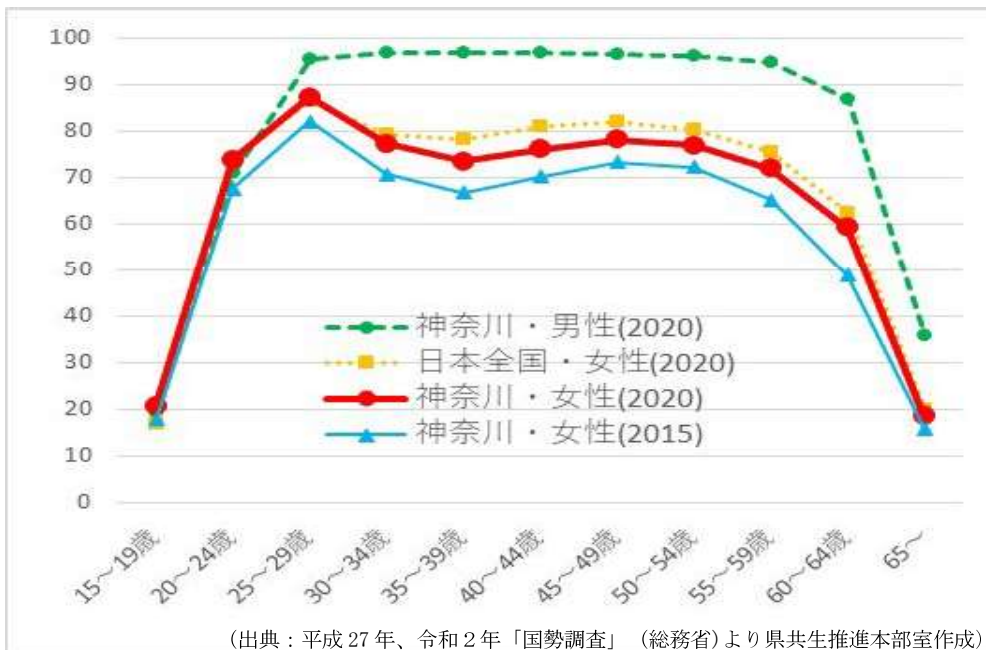
## ウ 仕事と子育ての両立の状況

### (ア) 女性の就業継続等の状況

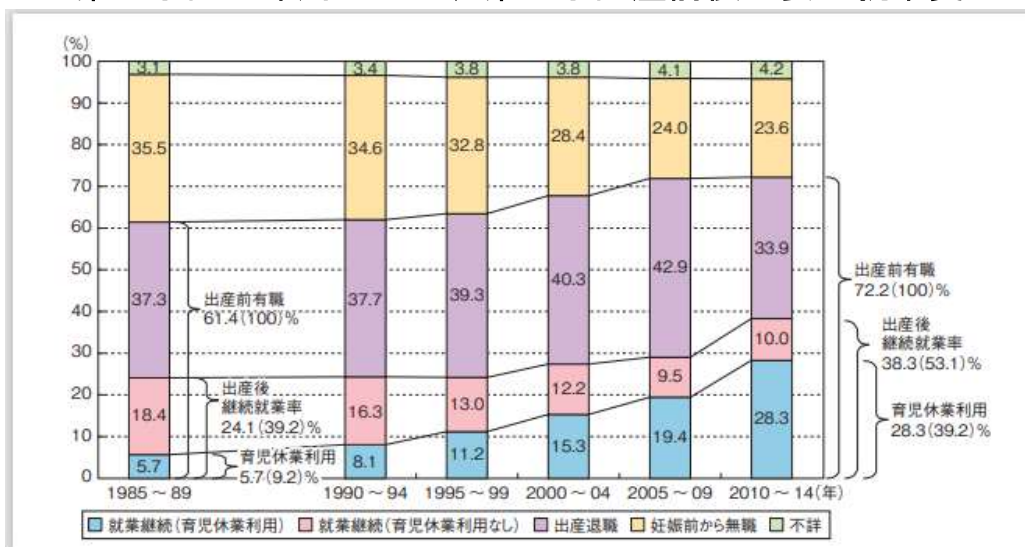
日本の女性の労働力率は、出産・子育て期にあたる30歳代で低下し、その後、再就職することにより上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いている。本県を含め、全国的に、近年M字カーブは改善傾向にあるものの、M字カーブの底の値である35歳から39歳の女性の労働力率は全国と比較して低い状況が続いている。

M字カーブの改善にみられるとおり、出産・子育て期にあたる年代の労働力率は増加しているが、依然として約2人に1人が第1子の出産を機に離職している。

### ■ 女性の年齢階級別労働力率（全国、神奈川県）



### ■ 第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化（全国）



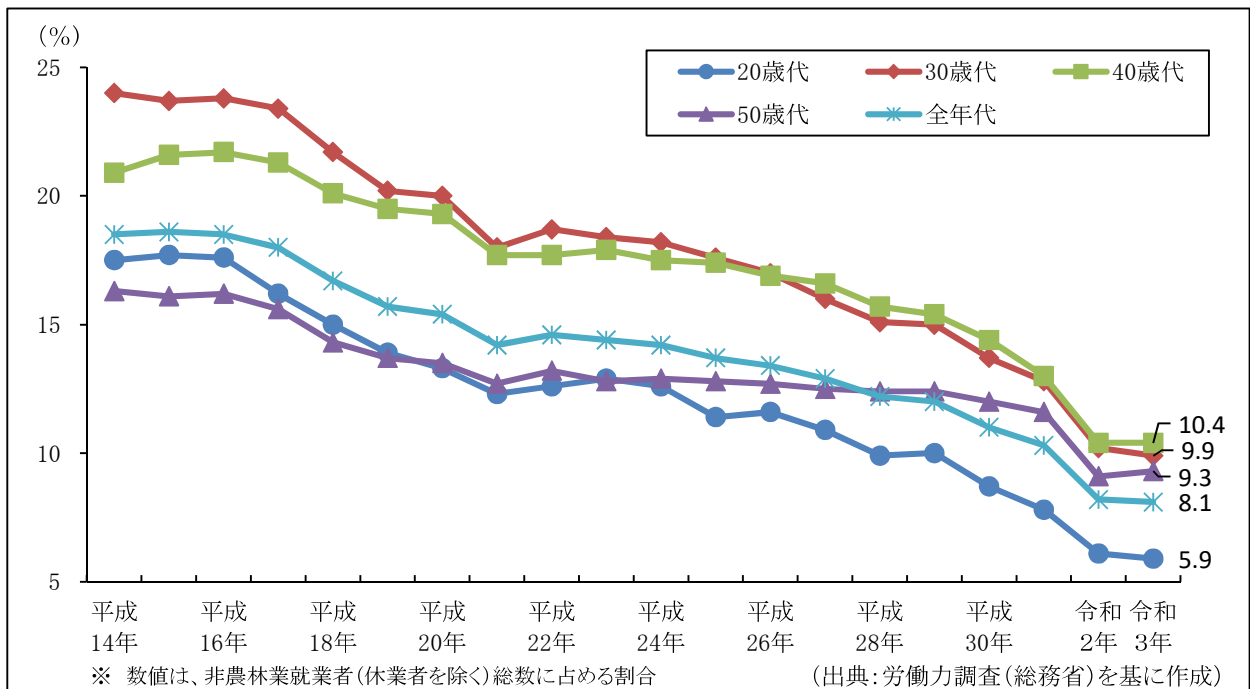
資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2015年）を基に作成。  
 注：対象は第1子が1歳以上15歳未満の初婚どうしの夫婦の妻（年齢50歳未満）。図中の（ ）内の数値は出産前に就業していた妻に対する割合。  
 (出典) 内閣府「少子化社会対策白書」

## (イ) 男性の就業等の現状

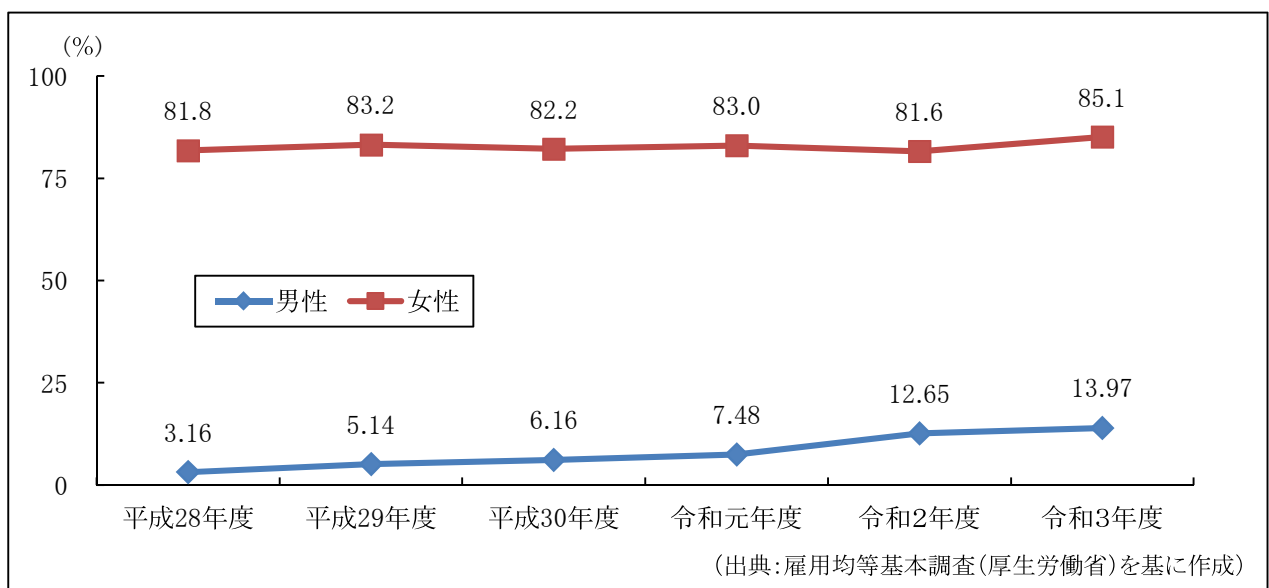
全国の週 60 時間以上の長時間労働をしている男性の割合は、近年概ね減少傾向にあるが、子育て期にある 30 歳代、40 歳代については、令和 3 年で、それぞれ 9.9%、10.4%となっており、他の年齢層に比べて高い水準となっている。

男性の育児休業取得率は、平成 28 年度の 3.16%から令和 3 年度には 13.97%となり、上昇傾向にあるが、女性の取得率と比較すると依然として低水準にあり、男女間で大きな差が生じている。

### ■ 就業時間が週 60 時間以上の男性就業者の割合の推移（全国）



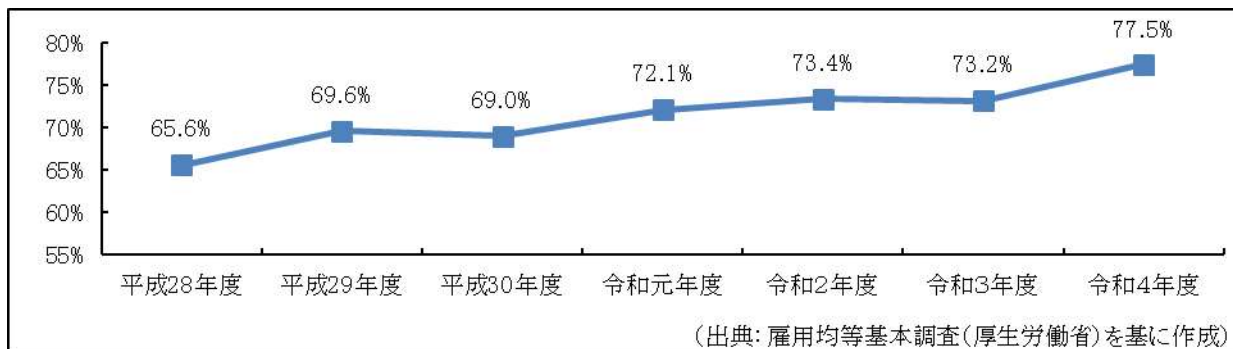
### ■ 育児休業取得率の推移（全国）



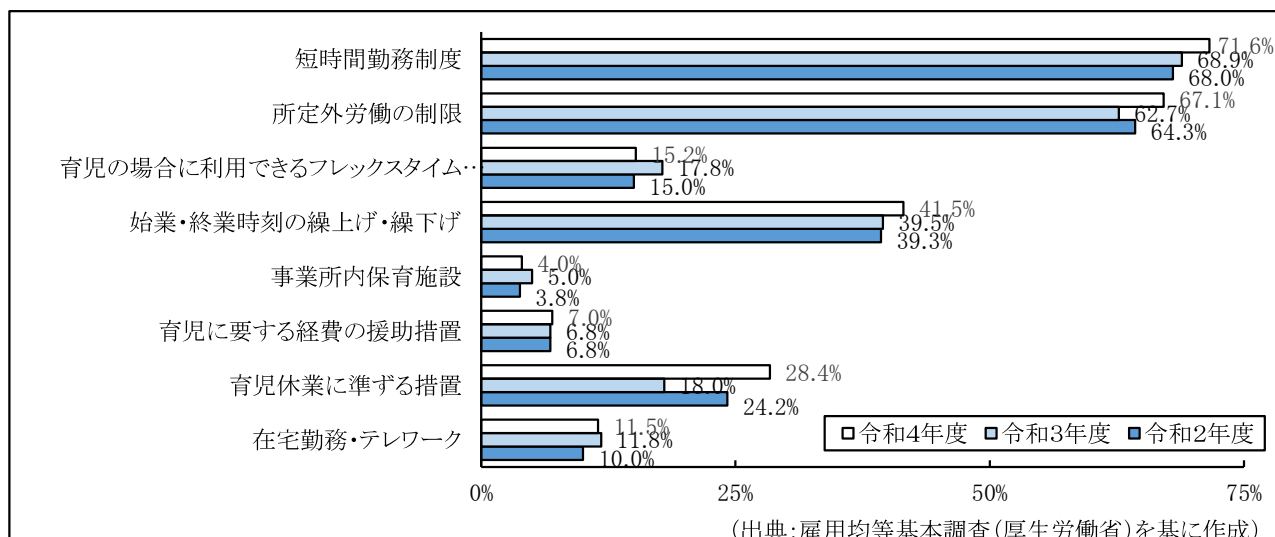
## (ウ) 企業による取組の状況

育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合は、令和4年度で77.5%となっており、各種制度の導入状況をみると、「短時間勤務制度」、「所定外労働の制限」、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」の順で多くなっている。

### ■ 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合（全国）



### ■ 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況（全国）

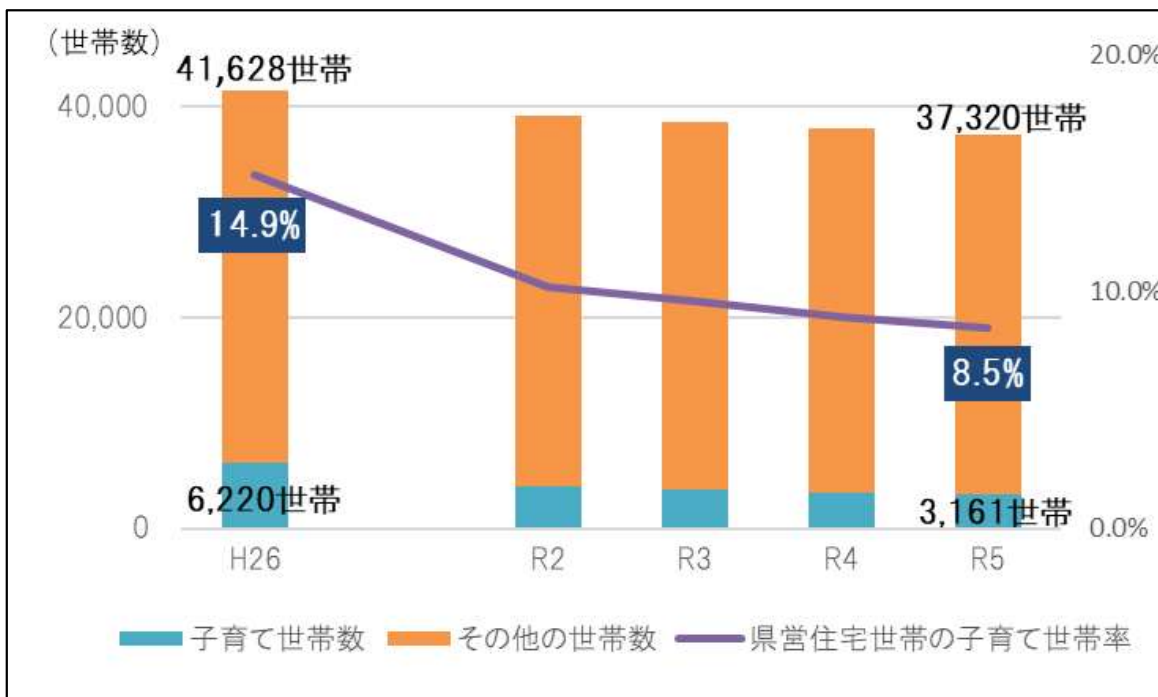




## エ 県営住宅における子育て世帯の現状

県営住宅の子育て世帯（義務教育終了前の子どもと同居し、扶養している世帯）の割合は、令和5年4月1日時点で約8.5%であり、減少傾向が続いている。

### ■ 県営住宅における子育て世帯の推移

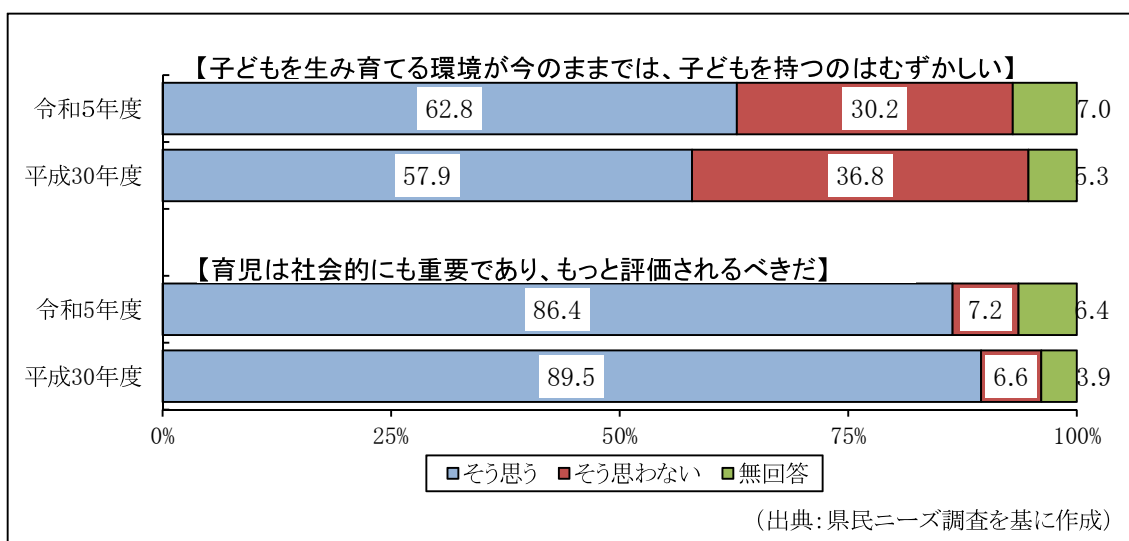


## オ 機運醸成について

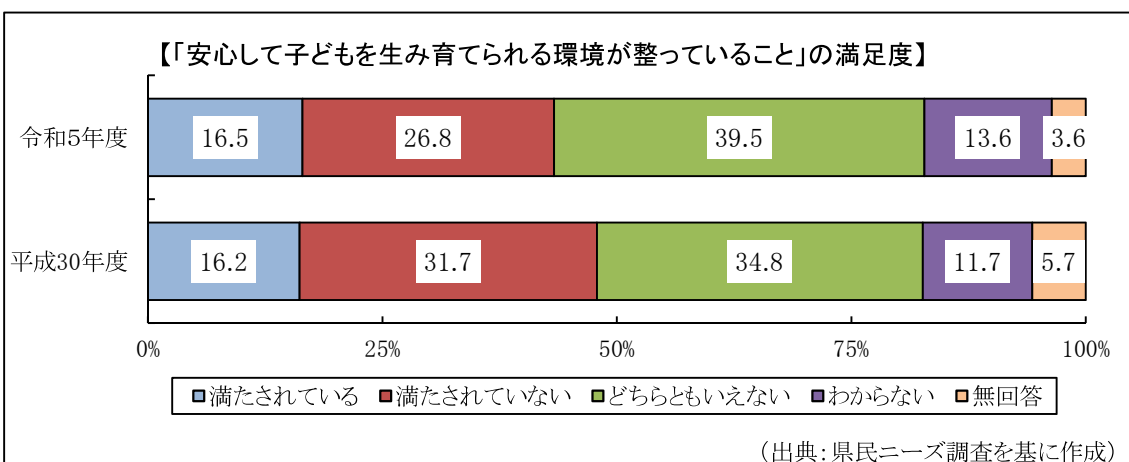
令和5年度実施の県民ニーズ調査によると、「子どもを生き育てる環境が今のままでは、子どもを持つのはむずかしい」という設問について、「そう思う」と回答した人の割合は62.8%と全体の6割以上になっているとともに、8割以上の方が「育児は社会的にも重要であり、もっと評価されるべきだ」と考えている。

また、「安心して子どもを生き育てられる環境が整っていること」の満足度では、「満たされている」と回答した人の割合は16.5%となり、2割を下回っている。

### ■ 県民ニーズ調査（生活意識）



### ■ 県民ニーズ調査（くらしの満足度）



## (2) 少子化対策に係る取組

### ア 結婚にかかる支援

#### (7) 令和5年度取組

##### a 晩婚化・未婚化の進行

結婚に向けた機運醸成を図るため、新たに市町村等と連携した婚活イベントを開催するとともに、結婚支援コンシェルジュを配置し、市町村等の結婚支援の取組について助言を行った。

また、マッチングアプリ事業者と連携し、利用促進に資する取組及びアプリの安全対策を恋カナ！サイトで紹介するなど、婚活への最初の一步を支援した。

さらに、結婚に対する経済的不安を軽減し、若年層の結婚を後押しするため、結婚新生活支援事業費補助制度を創設し、結婚に伴う新生活に係る費用について市町村と一体となって支援した。

##### b 若年者の就業支援

若年者の就職を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」において、国の機関である併設ハローワークと連携し、キャリアカウンセリング、就職支援セミナーやグループワーク、就職情報・職業訓練情報の提供を行っている。

#### (1) 今後の取組

##### a 晩婚化・未婚化の進行への対策

引き続き、市町村等と連携した婚活イベントの開催及び結婚支援コンシェルジュによる市町村等への支援を行う。

また、連携するマッチングアプリ事業者とアプリの利用に関するセミナーを開催するなど、安全な利用を促進するための取組を行う。

さらに、結婚新生活支援事業制度未活用の市町に制度利用を促し、より多くの若い世代の結婚を後押しする。

##### b 若年者の就業支援

「かながわ若者就職支援センター」において、引き続き、国のハローワークと連携しながらキャリアカウンセリング等を実施することで、若年者のニーズに対応した、きめ細かな就業支援を推進していく。

## イ 妊娠・出産にかかる支援

### (7) 令和5年度の取組

#### a 不妊治療支援

出産年齢の高齢化により、妊娠・出産に至る確率が低下し不妊症・不育症に悩む人が増えている現状から、現在の治療の必要性や、今後の治療等について悩む人を対象に平成16年度から「不妊・不育専門相談センター」を設置し、専門の医師、臨床心理士、助産師による専門相談を実施している。

【令和5年度】年間27日開設 助産師による電話相談：25回

医師・臨床心理士による面接相談：27回（婦人科：20回・泌尿器科：2回・臨床心理士：5回）

#### b 周産期救急医療体制の整備・充実

ハイリスク妊婦に対して、医療機関等の協力を得て「県周産期救急医療システム」を運用し、機能別に位置づけた「基幹病院」、「中核病院」、「協力病院」を中心に、分娩時の予期できない急変等に対応し、ハイリスク妊婦から新生児まで、高度な医療水準により一貫した対応を24時間体制で確保している。

また、「県周産期救急医療情報システム」を運用し、県周産期救急医療システム受入病院へ、産科合併症以外の精神疾患等の合併症を有する妊婦が救急搬送された際、迅速に対応可能な病院を検索できるように配慮している。

加えて、県民が居住地を問わず安心して出産ができる環境を整備するため、産科医療施設等を開設する事業者の施設整備費などに対して補助を行っている。

### (1) 今後の取組

#### a 不妊治療支援の充実

希望する人が安心して出産・子育てができる環境整備を図るため、不妊治療のうち保険適用外となる治療（先進医療分）に対して、市町村と連携して治療費用の一部を補助する。また、不妊・不育専門相談センターを継続して実施する。

## **b 周産期救急医療体制の整備・充実**

引き続き、県周産期救急医療システムの円滑な運用を推進し、周産期救急患者に適切な医療を提供していくとともに、総合的な周産期医療体制の整備・推進に向け、周産期医療協議会において協議を行っていく。

また、県民が居住地を問わず安心して出産ができる環境を整備するため、引き続き、産科医療施設等を開設する事業者の施設整備費などに対して補助を行う。

## **ウ 仕事と子育ての両立支援**

### **(7) 令和5年度の取組**

仕事と子育てを両立できる職場環境の整備を促進するため、男性の育児休業取得促進に取り組む県内中小企業を対象に、奨励金を交付している。

また、企業等の経営層向けに、男性の家庭参画のための重要ポイントとなる「職場における意識改革・行動変革」の促進を目的とした「経営層向けダイバーシティ推進セミナー」を開催した。

### **(1) 今後の取組**

ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍を推進し、一人ひとりが生き生きと働くことができるよう、男女ともに仕事と育児等を両立できる職場環境の整備を促していく。

また、引き続き、企業等の経営層向けに、ダイバーシティや女性活躍の意義及び重要性を伝え、仕事と子育ての両立支援を促進していく。

## エ 県営住宅における子育て世帯支援

住宅に困窮する子育て世帯が、経済的な負担を抑えながら安心して子育てを行えるよう、県営住宅をリフォームし、子育て世帯向け住宅の募集を拡充するほか、子どもの居場所づくりに意欲のあるNPO法人等へ活動場所の提供を行う。

### (7) 令和5年度 of 取組

- ・ 県営住宅のリフォーム（洋室化等） 10戸
- ・ 子育て世帯向け住宅の募集 120戸（うち60戸は拡充分）
- ・ NPO法人等への活動場所の提供 2件

### (4) 今後の取組

令和6年度は、次の取組を予定。

- ・ 県営住宅のリフォーム（洋室化等） 10戸
- ・ 子育て世帯向け住宅の募集 80戸（うち20戸は拡充分）
- ・ NPO法人等への活動場所の提供 1件

## オ 機運醸成について

### (7) 令和5年度 of 取組

こども家庭庁が各自治体に協力を呼び掛けている「こどもまんなか応援プロジェクト」に賛同し、知事と神奈川県庁が「こどもまんなか応援サポーター」に就任した。

また、市町村長と知事が意見交換を行う「かながわこどもまんなかミーティング」の開催（令和5年11月9日）や、県内の主要公共交通機関（鉄道、バス）のデジタル広告やインターネットを活用し、県内市町村の子ども・子育てに関する施策や「こどもまんなか応援」の内容をPRした。

### (4) 今後の取組

引き続き、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」を実現するため、主要公共交通機関のデジタル広告等を活用した広報・広告配信を行い、子育て支援に関する新たな取組等について、総合的な普及啓発及び機運醸成を行う。